

ハカーマニシュ朝ペルシア帝国における「人とものの流れ」 ——ダーラヤワウ1世の諸改革——

川瀬 豊子

I

本来遊牧騎馬民族であったイラン系諸民族は、前2000年紀末から前1000年紀はじめにかけてコーカサスあるいはトランスオクシアナからイラン高原に進入し、しだいに先住民を同化・吸収していったと推定されている。

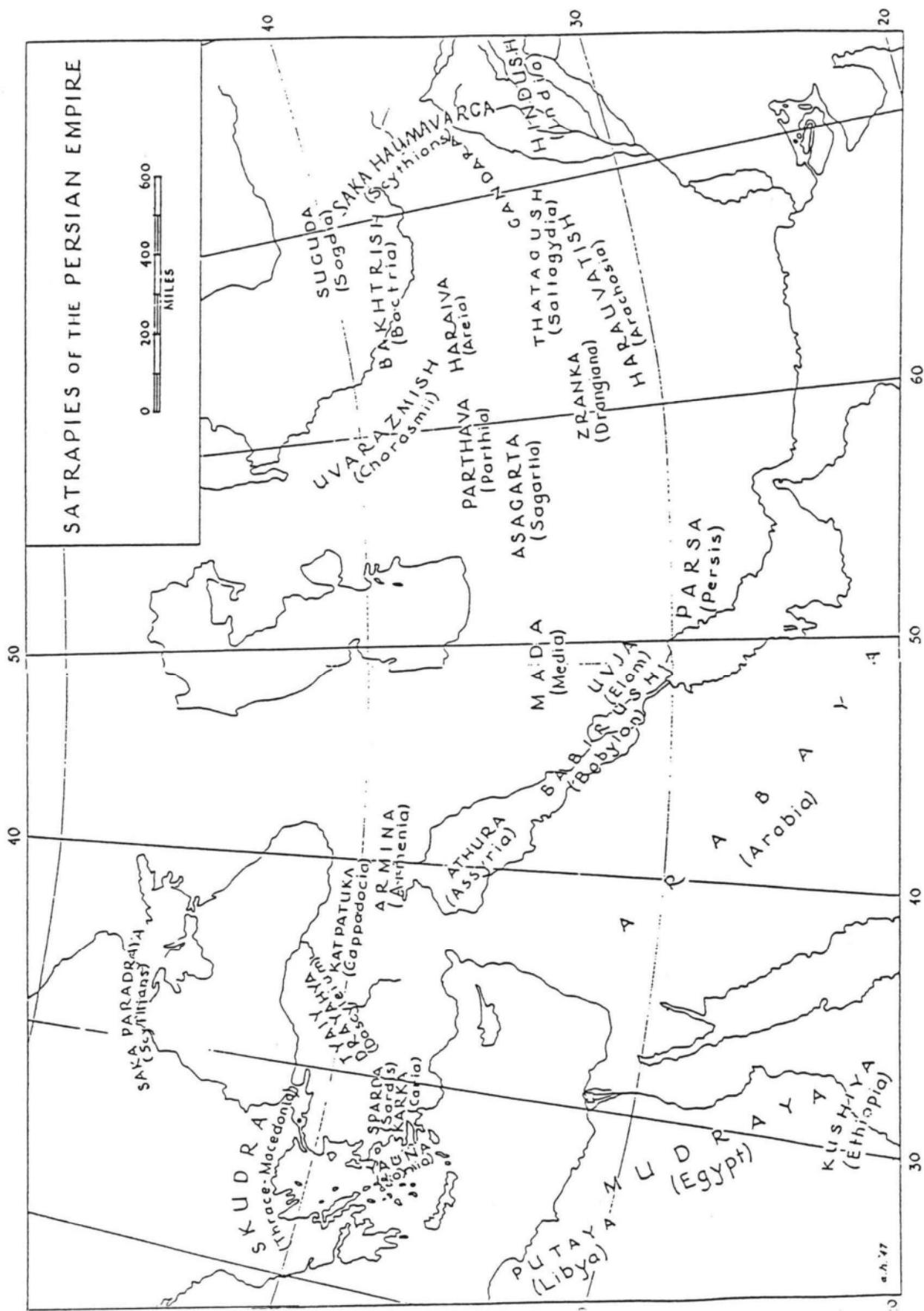
かれらのうち前7世紀頃イラン高原南西部パールサ地方に定着するようになったペルシア人は、前6世紀半ばハカーマニシュ家（アカイメネス家）の指導の下に当時イラン高原を支配していたメディアを倒し独立、その後リュディア、新バビロニア、エジプトを征服し、建国後第3代ダーラヤワウ1世（ダレイオス1世 在位前522～486年）の治世には、ついに西はエーゲ海東部、エジプト、リビアから東はインダス河流域に至る広大なオリエント世界の統一に成功する。

このダーラヤワウ1世の治世は、ハカーマニシュ朝史全体からみれば、まさに「征服から統一・平和」への転換を画する時代であった。彼の下で多重多層の民族・社会・文化を含む史上初の「世界帝国」の統治行政機構を整備するための諸改革が断行され、以後200年の長きに及ぶ帝国支配の基盤が確立する。

ところで、ペルシア人は前3000年紀以来高度の文明を発展させてきたオリエントの先進文明地域に、「遅れてやってきた」のであるから、かれらにとってイラン高原への進出につづくオリエント征服は、いわば絶えざる異文化接触の過程でもあった。とりわけ「いまだテントから宮殿への移行期にいた」¹⁾ペルシア人にとって、帝国統治のために先行するオリエント諸国家の制度の何を受容し、何を拒否するのか、受容するとしても史上初の「世界帝国」にいかに適用するかの判断や決定は、きわめて重要であったはずである。あるいは自らの慣習や伝統の中で、かれらの帝国支配に有効に活かしうるものは何か。さらには異文化・社会の統合か共存か。まさにこれらの問題の解決こそが、ダーラヤワウ1世の諸改革の根幹をなす課題であったと言っても過言ではないであろう。

本稿では、異文化・社会の交流・融合のあり方を知る上で重要な鍵となる「人とものの流れ」という観点から、ダーラヤワウ1世の諸改革を再検討し、帝国の支配構造の特質を明らかにすることを目的とする。

(A. T. Olmstead, *History of the Persian Empire*, Chicago, 1948) 用



本稿で言及する城砦文書は、1931～1934年のシカゴ大学オリエント研究所の第一次ペルセポリス発掘調査の際に、大基壇東北隅の城壁部分から発見されたエラム語粘土板文書群であり、これらのうち現在までに合計2,120点の文書が公刊されている²⁾。これらは物資の支給、収納、輸送、交換、貯蔵等を記録する、ダーラヤワウ1世治世第13～28年（前509～494年）のパールサ地方を中心とする王室経済の管理文書である（以下、城砦文書の対象となる地域を「ペルセポリス王室経済圏」と呼ぶ）。この新史料は、王室財産の管理運用の実態のみならず、労働者管理や家畜管理など、従来の史料が明らかにしなかった分野に関しても新しい情報を提供する。

II

ダーラヤワウ1世の諸改革の中で最も重要な改革とみなされているのは、税制改革をともなったサトラップ制を帝国全土に適用、制度化したことである。ただしこの問題については、すでに別の機会に論じたので³⁾、本章では改革の概要と若干の補足的な説明を示すにとどめたい。

この改革の内容を知る上で最も信頼に値する史料とされてきた同時代のギリシア人史家ヘロドトスの報告によれば（Hdt. III 89～97），ダーラヤワウ1世は即位後まず帝国を20余りの行政区に分割し、各サトラピーに「王の代理人」として軍民両権を掌握するペルシア人総督を派遣した。ついで各サトラピーごとに銀あるいは金による年間徵稅額が帝国指定の重量単位に基づいて決定され、それは最終的に各サトラップの責任において国庫に納入すべきものとされた。またサトラピーに編入されていない周辺民族にたいしても、毎年定められた量の黒檀、象牙、乳香といった貴重な特産物の納入があわせて義務づけられた。

ヘロドトスが報告する各サトラピーの税額は、その管轄面積と経済力からみて相対的には妥当なものと考えることができる（表1参照）。おそらく改革に先立ち、叛乱後のイオニア諸都市について言及されているようなサトラップによる土地測量（Hdt. VI 42），あるいは土地利用の実態調査や人口調査などが課税対象となった地区・民族ごとに実施され、その結果に基づいて徵稅額が、またいくつかのサトラピーに対する税とは別途の現物貢納の義務が、決定されたに相違ない。この時の査定額は、以後基本的に不变であったとみなされている。

改革の時期の確定については詳論が必要であるが、結論のみを言えば、およそ前510年代末から前500年代、すなわちダーラヤワウ1世の治世半ばには一応制度として確立していたとみてよい。サトラピーの数、境界は必ずしも一定ではなかったようで、帝国後期にはサトラピー数の増加、換言すれば管轄面積の縮小化の傾向が認められる。たとえば改革当時4サトラピーが置かれたとされる小アジアは、前4世紀後半には7サトラピーに分割されている。

ところでサトラピー内における具体的な税の細目⁴⁾や徵收方法、あるいは現実に銀納化がどの程度貫徹されていたかについては、ヘロドトスは明らかにしない。しかしすでに別稿で紹介した

表1 Hdt. III 90-94

| | 管轄領域 | 徴税額 (単位=タラントン) |
|--------|------------------|-------------------|
| 第1徴税区 | 小アジア西岸 | 銀 400 |
| 第2徴税区 | 小アジア西岸 | 銀 500 |
| 第3徴税区 | 小アジア北部・東部 | 銀 360 |
| 第4徴税区 | 小アジア南部 | 銀 500 |
| 第5徴税区 | シリア・パレスティナ・キュプロス | 銀 350 |
| 第6徴税区 | エジプト・リビア | 銀 700 |
| 第7徴税区 | ヒンドゥクシュ山系以南 | 銀 170 |
| 第8徴税区 | エラム | 銀 300 |
| 第9徴税区 | バビロニア・アッシリア | 銀1000 |
| 第10徴税区 | メディア | 銀 450 |
| 第11徴税区 | カスピ海東部・南岸 | 銀 200 |
| 第12徴税区 | バクトリア | 銀 360 |
| 第13徴税区 | アルメニア | 銀 400 |
| 第14徴税区 | イラン高原西部 | 銀 600 |
| 第15徴税区 | バクトリア北東のスキタイ | 銀 250 |
| 第16徴税区 | バクトリア北部・西部・南部 | 銀 300 |
| 第17徴税区 | バルチスタン | 銀 400 |
| 第18徴税区 | イラン高原北西部山岳地帯 | 銀 200 |
| 第19徴税区 | 黒海南東岸 | 銀 300 |
| 第20徴税区 | インド | 砂金 360 |

ようにオリエント側の史料は、経済レヴェルや生業形態に対応した異なるタイプの徴税形態が存在していたことを示している。その徴税形態の一つは古代世界にあって高度の経済発展をとげ、すでに充分に貨幣経済が浸透していたバビロニアにおける、軍役奉仕と納税の義務を負う入植者に給付された割当地からの、銀による徴税である。他一つはペルセポリス王室経済圏における、家畜飼育民からの羊・山羊による税徵収である。後者を他のサトラピーにおける徴税と同列視することができるか否かは、ヘロドトスがパールサ地方をサトラップ制に基づく徴税体系の枠外に置かれた存在と報告しているので(Hdt. III 97)，あらたな史料の出現を待ってさらに慎重に検討すべき問題である。しかしながらヘロドトスの伝える徴税区リストの中にも、未だ貨幣経済の発達が充分ではなく、かつ明らかに家畜飼養を基本的な生業形態とする地方が含まれている(第14・15徴税区)。したがって、このような地方における税徵収がパールサの例と同様に、銀ではなく人々の主要な財産である家畜そのものでおこなわれたと考えるのは、むしろ自然であろう。

ここで注目すべき点は、バビロニアとペルセポリス王室経済圏のいずれの例においても、銀と家畜という徴税形態の差違にもかかわらず、階層的な徵収システムが共通に採用されているという事実である。すなわちともに税負担者を直接監督するのは、各人が所属する集団あるいは地区の管理責任者である。そしてそのような徴税の最小単位が各々いく人かの上位王室徴税官を通して、究極的に当該地方の徴税の最終責任者——バビロニアのサトラップあるいはペルセポリス王室

経済圏の最終責任者——に結びつけられるのである。

異なる経済生活を営む様々な社会を包含したハカーマニシュ朝において、納稅形態の均一化、すなわち銀納化に固執するならば、地域によっては税徵収の遅滞をひきおこしかねないことは容易に理解することができるであろう。肝要なのは税という、安定した財政基盤を確立する上で重要な役割を果たす「もの」を徵収する業務自体を効率的にシステム化することである。納稅形態に関しては、むしろ諸民族の基本的な生業形態、経済レヴェルに即した多様性を容認する、柔軟で現実的な対応こそが求められるべきであろう。

さてサトラップ制そのものは、ダーラヤワウ1世の独創であったのではない。すでに先行するアッシリアや新バビロニアの一部において同種の制度が採用されていた。ハカーマニシュ朝においてもダーラヤワウ1世即位当時、少なくともバビロニア、バクトリア、阿拉コシア、そしておそらくパルティア・ヒルカニアにはサトラップが派遣されていた⁵⁾。また改革以前の租税徵収についても、臨時的なものにすぎなかったようであるが、言及史料がないわけではない（Hdt. III 13, 67, IV 165）。しかしいずれにせよダーラヤワウ1世の功績は、税制改革とセットになったサトラップ制を帝国全土に制度化したことにある。以上に加えて、遠征時の兵員召集についても、それ以後、基本的にはサトラップ制に基づいて実施されるようになる（Cf. Hdt. VII 61～95. 諸民族は固有の装備で参加）。かくして帝国の地方行政はサトラピーを単位に再編成され、「王の代理人」たるサトラップによる統治という中央集権体制が確立するのである。

ただしダーラヤワウ1世は、そしてかれ以後の歴代諸王も同様に、諸民族が納稅と軍役の義務を遵守する限りにおいて、原則として諸民族内部の問題に介入することは避け、かれら固有の言語、宗教、法、その他の伝統・慣習を容認した。また被征服地の旧支配者層は王に対する忠誠を表明し、サトラップの地方行政に協力する限りにおいて、諸民族内部における支配的な地位を保証され、サトラップの支配機構への参加も認められた。その意味においてハカーマニシュ朝の中央集権体制は、比較的ゆるやかな——それゆえ相対的に統治コストの低い——ものであったと言える。したがって異民族支配下に置かれることになった諸民族は、かれらの基本的な生活パターンに劇的な変化を強いられることはなかった⁶⁾。

ハカーマニシュ朝による、あたかも諸民族一般を小家畜（羊・山羊）群に、諸民族支配者層を山羊・誘導羊に、サトラップを牧夫に、王を大家畜所有者・牧夫の長とみたてたかのような被征服民族対策は、家畜飼養を基本的な生業形態としてきたペルシア人自身の発想であったのかもしれない。しかし王=牧夫、臣民=畜群とみなす考え方自体は、王が実質的最大の家畜所有であったオリエント諸民族の間でよく知られたものでもあった。すでに前2000年紀前半、かのハンムラビ王は自らを「平和をもたらす牧夫」と謳っている⁷⁾。

III

サトラプを通しての中央集権体制をより効率的に維持・運営していくために、さらには軍隊の速やかな移動も含めて、叛乱の防止・鎮圧など広大な帝国の治安維持のためにも、帝国の交通・通信網の整備拡充をはかることが必要不可欠であった。すなわち王=中央とサトラプ=地方とのコミュニケーションの緊密化とスピード化を実現すること、以上がダーラヤワウ1世にとっての、もう一つの課題であった。

1

以上の政策課題を実現するために何よりもまず要求されるのは、主要幹線道路網の整備であろう。ハカーマニシュ朝時代の幹線道路としては、帝都スーサから小アジアのサルディスに至る「王の道」が古来最も有名である。ヘロドトスによれば、全長450パラサンゲス（13,500スタディオン、約2,400 km）、20～30 km 間隔に111ヶ所の宿泊施設（katalusis）をもつ宿駅（stathmos）が設置され、渡河地点や地方の境界などの要衝地には閻門（pylai）や衛兵所（phylakterion）が設けられ、街道の警戒は厳重で治安はきわめてよく保たれていた（Hdt. V 35, 52～53）。ヘロドトスは、1日150スタディオンの旅程として全行程では90日間を要すると報告している。しかし各宿駅は通常では地理的条件等を配慮した1日の旅程で配置されていたと考えるべきであり、すなわち全行程は111日となる⁸⁾。

城砦文書によると、ヘロドトスが説明したのと同種の幹線道路および宿駅制度がスーサ～ペルセポリス間にも整備されていたことが明らかになる。さらに少なくとも、ペルセポリス王室経済圏の管轄下に、ペルセポリスを除いて10ヶ所の宿駅が存在したこと——最西端は現在のペフベハーンあたりと比定される——を確認することができる。城砦文書のテキストにあらわれる「旅行者」の圧倒的多数は、1日分の食糧しか支給されないので、各宿駅は1日の旅程を越えない間隔で配置されていたことが確認できる。宿駅には宿泊施設以外に、「旅行者」に食糧と馬糧を供給する穀物庫が並設され、駅馬が準備されていた。宿駅のなかには厩舎の設備を有するところもあった⁹⁾。halmi/miyatukkaš と呼ばれる王や高官の発行する押印文書——旅行者の氏名、身分、出発・目的地、随行者等を記した一種の「旅券」——を与えられた王族や公務旅行者および許可されたその随行者に対しては、宿駅における食糧と馬糧の受給が保証されていた¹⁰⁾。かれらは情況によっては、通過地点にある王室穀物庫からの受給も認められた¹¹⁾。また正規の駅路を通らない公務旅行者には、次の受給地までの食糧と馬糧（baššabara）が出発に先立ち宿駅で支給されることもあった¹²⁾。

通常、成人男性に対する宿駅での食糧は、1日穀粉1.5 QA、libap あるいは puhu（少年）とい

うタームで規定される助手格の従者に対しては、1日穀粉1QA（1QA≈0.92l）¹³⁾が支給された。時にはこの他にぶどう酒やビール——多くは1日1/3~1QA——の支給もおこなわれていた。一方、馬糧支給は大麦でおこなわれた。その支給量は後述するように、当該馬の種類や成育段階等によって異なる。PF 1402はスーサからペルセポリスに赴く男女各3名の集団に対する穀粉支給を記録する。そこでは男性はすべて1日1.5QAを支給されているのに対し、女性は1QAしか受給していない。ただし他の女性「旅行者」のほとんどは多数の随行者を従えていたと推定される王族・貴族の女性に限られるので¹⁴⁾、「旅行者」に対する食糧支給にも明確な性差があったか否かは、現在の史料段階では即断できない。

特別の案内や保護を必要とする、地理や言葉に不案内な「旅行者」に対しては、王室所属のbarrišdamaと呼ばれる特別のガイドが道中の安全・便宜をはかるということもおこなわれた¹⁵⁾。以下では、その若干の事例を示してみよう。

barrišdamaであるIšbaramištaは第23年第1~2月に、20名の従者と馬19頭、驃馬15頭を率いるインド人Abbatema一行をスーサに案内した。そして同年3月にはスーサからインドに戻る同一行とともにペルセポリス王室経済圏を通過している。往還ともにIšbaramištaは、王がAbbatemaのために発行したhalmi（「押印文書」）を宿駅の官吏に提示し、Abbatemaにかわって穀粉とぶどう酒を受けとり、自らの印章でその受領証明をおこなっている。馬糧の受給に関しては、Miramanaという別の人物が上記の例と同様に代行する。おそらく彼はAbbatema一行の馬群の世話を委ねられていたのであろう¹⁶⁾。

第22年第8月、スーサの高官のhalmiを携えて王の許に赴く12名のアラビア人に代わり、宿駅で穀粉とビールを受領したRamakara¹⁷⁾なども、その資格は明記されていないが、上記のIšbaramištaと同様に、barrišdamaであったと考えて大過ないであろう。

もう一人のbarrišdamaであるZišandušは、5名の助手とともに、王のhalmiを携えスーサから遠路カンダハルに向かう王族／貴族出身の女性に随伴した¹⁸⁾。また他民族出身の労働者集団を遠く離れた労働場所に移動させる際に、彼らを先導し宿駅で食糧を受給し、かれらに分配するのもbarrišdamaであった¹⁹⁾。

ところで城砦文書は、スーサ～ペルセポリス間だけではなくペルセポリスから北部のメディアへ、あるいは東部のアレイア、バクトリアやインドに至る幹線道路にも、宿駅名は確定できないが、同種の宿駅制度が存在していたことを示唆する。古来のルートを利用して、あるいは新たなルートの開発によって²⁰⁾、帝国の主要都市間を結ぶ幹線道路や宿駅が整備されたに違いない。当時の幹線道路は、すでに一部では路面に切石や砂利・碎石が敷きつめられていたと考えられている²¹⁾。

いずれにせよ様々なサービスの提供を伴う幹線道路網の整備、およびその結果もたらされる治安の向上が、帝国内の活発な「人とものの流れ」を、またコミュニケーションの緊密化を従来

以上に促進したことには多言を要しないであろう。しかしながら反面、すでに存在していたオリエントにおける活発な「人との流れ」が、それをコントロールする手段として、宿駅制度の確立・維持に対する積極的な王室の努力を促したと考えることも可能であろう。なぜならばパビロニア商人の私的な経済活動は、すでにダーラヤワウ1世治世以前にパールサ地方の中心部まで及んでおり²²⁾、またアラム商人の活動はアッシリア時代以来、エジプトから中央アジアまで広がっていたのである。

なお幹線道路の整備に加えて、ダーラヤワウ1世はナイル河と紅海を結ぶ運河をも完成させた(DZc, Hdt. II 155)。

2

緊急の情報・指令の伝達をいかに迅速かつ正確におこなうかということは、統治の有効性を追求しようとする各国家にとっての共通の課題であろう。とりわけハカーマニシュ朝のように広大な領土を支配する国家にとって、情報・指令の遅滞とその不正確さは、治安維持ひいては国家存続の致命傷となりかねない。おそらくこの重要性は、ペルシア人王族・貴族間の権力闘争によって生じた混乱が諸民族の叛乱を誘発し、即位直後もその鎮圧に忙殺された経験をもつダーラヤワウ1世自身(DB §§16~54)が誰よりも正しく認識していたに違いない。

かくして王の指令、あるいはサトラップや「王の目」、「王の耳」と呼ばれる密偵²³⁾、各地の守備隊などが収集・入手した情報の速やかな伝達のために採用されたのが、とくに同時代のギリシア人を驚嘆せしめたのは早馬を利用した郵通制度(angareion)である。

ギリシア人の報告によれば、宿駅ごとに使者(angelos)と替馬が常時配備されており、伝令の必要が生じた時には、使者は全速力で馬を疾走させ、次の宿駅で待機する使者に交替し、伝令事項をしたためた書状のみをリレー方式で中継していく(Hdt. VIII 98, Xenop. Cyropaedia VIII vi 17~18)²⁴⁾。このような方法をとれば、既述のスーサ～サルディス間は1週間前後で走破できると推算されている²⁵⁾。使者111名、馬111頭、各担当区間20~30 km。

いまだ組織化された伝令制度をもたず、急な情報を伝えるにも *hēmerodromos* と呼ばれる走者あるいは狼煙に頼らざるをえなかったギリシア人²⁶⁾が「およそこの世に生を受けたものでペルシアの使者より速く行くことのできるものはない」(Hdt. VIII 98)とか、「飛ぶ鶴よりも速く走る」(Xenop. Cyropaedia VIII vi 18)と言うのもむべなるかなという感の、当時にあっては驚異的な情報伝達のスピード・アップであった。

以上に加えて、早馬を利用したこの制度のメリットは、時間の短縮というだけではなかった。何故ならば書状による伝達は、ハカーマニシュ朝においても依然として利用されていた狼煙などの方法に比べると(e. g. Hdt. IX 32)，はるかに複雑で正確な内容を伝達することができる。すなわちダーラヤワウ1世自身も誇示した(DB § 7)コミュニケーションのスピード化と緊密化。

しかも20~30 km を継走していくのであれば、貴重な馬を死に至らしめるような損失も軽減されたであろう。

騎乗の急使の存在は、城砦文書からも *pirradaziš* という人馬を修飾するタームによって検証することができる²⁷⁾。ただし宿駅で食糧支給を受けている *pirradaziš* は、PF 1334以外はすべて、当該宿駅からさらに王の許あるいはスーサに赴く指令をおびている。急使はペルセポリス王室経済圏内では、通過する宿駅で馬だけを交替して任務を遂行するのが、むしろ一般的であったのかもしれない。

宿駅を利用した騎馬の使者によるリレー方式の情報伝達そのものは、サトラブ制と同様に、すでにアッシリアにおいて一部知られている²⁸⁾。しかし幹線道路の整備、宿駅制度の充実、そして何よりも多数の馬の利用を前提とするこのような制度が、帝国統治の一環をなすシステムとして確立したのは、やはりハカーマニシュ朝治下であったと言ってよい。馬は確かにアッシリア軍の戦闘力の上で不可欠の要素になっていた。しかし、アッシリアの地域経済の中では、馬は牽引用家畜および輸送手段としても使用されておらず、馬を確保することは容易なことではなかった²⁹⁾。したがって騎馬の使者は遠征の準備と情報収集、指令・伝達等にその任務が限定されていたと推察される。

一方、ハカーマニシュ朝は、古代世界における最大・最良馬の産地メディアとアルメニアを支配下に治めていた (Hdt. VII40, Strabo II 13₇, 14₉)。その上、「よき馬とよき人に恵まれた」ペルサ地方で (e. g. DPd 8~9), 幼い頃から馬に慣れ親しみ、馬とともに育ってきたペルシア人は騎馬術にたけ、馬を軍事目的のためのみならず、日常生活の中でも移動の手段として、あるいは娯楽や占いの手段としても、積極的に利用してきたのである³⁰⁾。国家としても然り。これは先行するオリエントの支配民族・諸国家とは明らかに異なるハカーマニシュ朝、あるいはイラン系諸民族の特徴であると言ってよい。

3

ペルセポリス王室経済圏においても、馬の利用あるいは馬群の維持・管理に対する関心はきわめて高い。上述のように、王室所有の公用馬は駅馬や郵通馬として利用されたのみならず、広範な地域を対象に、あるいは各地を巡回して王室経済業務に従事する官吏個人にも移動・通信の手段として提供された³¹⁾。また公用馬は散在する穀物庫の官吏に、委託されることもあった³²⁾。

これらの公用馬の維持・管理は、主に *mudunra* と呼ばれる特別の職能集団によって担われていた。かれらは単独あるいは同僚／助手とともに、主要な利用基地近くの飼養適地において馬群の健康管理や調教、馬糧の調達・保管等を司り、また王室の要請があれば補充の必要な宿駅や地区へ馬を輸送した³³⁾。

城砦文書から知ることのできる馬の類別名称体系はきわめて簡単であって、基本的には成馬

表2

| text | year | month ⁽¹⁾ | barley per day (QA) number of horses | | | | | | | | | | | kind of horses | |
|--------|------|----------------------|--------------------------------------------------|----|----|---|---|---|----|----|-----|-----|---|----------------------|--------|
| | | | | 15 | 10 | 8 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1.5 | 1 | 0.5 | |
| PF1508 | 28 | 11 | 7 | 6* | 1* | | | | | | | | | | *berna |
| PF1570 | 23 | 11 | 10 | 6 | 4 | | | | | | | | | | |
| PF1648 | | (2) | 8? | 1* | | | | | | 3? | 1? | 2 | | 1 | *berna |
| PF1659 | 22 | 1-2 | 12 | | | | | | | | 10* | 2* | | | *punna |
| PF1660 | 24? | 11-12 | 5 | | | | | | | | 2* | 3* | | | *punna |
| PF1662 | 22? | 8 | 13 | | | | | | | | 9 | 4* | | | *punna |
| PF1673 | 22 | 4 | 10 | | | | | | | | 7 | 3 | | | |
| PF1676 | 20 | 11 | 3 | | | | | | | | | 2 | | 1 | |
| PF1683 | 22 | 8-9 | 2 | 1 | | | | 1 | | | | | | | |
| PF1685 | | (41/3) | 10 | | 1 | | | | | | 7 | 2 | | | |
| PF1687 | | (1) | 5 | | | 1 | 1 | | | 3 | | | | | |
| PF1688 | | 1 | 3 | | | | 1 | | | | 2 | | | | |
| PF1690 | 21 | 10 | 28 | | 10 | | | | | | | | | 18 | |
| PF1691 | | 11 | 4 | | | | | | | | 2 | 2 | | | |
| PF1693 | 28 | 9-12 | 4 | | | | | | | | 2 | 2 | | | |
| | | 10-12 | 2 | | | | | | | | | 2 | | | |
| PF1697 | | (2) | 4 | | | | 2 | 2 | | | | | | | |
| PF1698 | | (8) | 6 | | | | | | 5 | 1 | | | | | |
| PF1942 | 19 | 10 | 4 | | | | | | | 3* | | 1* | | | *punna |
| :7-12 | | | | | | | | | | | | | | | |
| PF1944 | 20 | | | | | | | | | | | | | | |
| :42-44 | | 9,11 | 3 | | | | | | 1 | 2 | | | | | |
| :45-47 | | 8,12 | 3 | | | | | | 1* | 2* | | | | | *punna |
| :48-51 | | 5,7 | 3 | | | | | | 1* | 2* | | | | | *punna |
| PF1946 | 21 | 9 | x+2 | | | | | | | | 2 | | | | |
| :52-54 | | | | | | | | | | | | | | | |
| PF2060 | | (2) | 5 | 1* | | 2 | | | | | | 2 | | | *berna |
| PF2064 | | 10 | 4 | | | | | | | | 2 | 2 | | | |

(1) () は月数を示す。

(berna) と幼駒 (punna) の 2 段階のみのスケールで区別される。そこではオス・メスの区別もなければ、PF 1677 を除き年齢への言及もない。また乗馬・輶馬の区別も明示されない。しかし馬群管理の現場では、各馬の成育段階・利用状況に関して明確な識別がおこなわれ、周到な配慮が払われていたことは、表 2 から疑問の余地はない。表 2 は、同一馬群内の各馬の 1 日の大麦支給量の差について、確認することのできるテキストを整理したものである。支給量は 0.5~15 QA に及んで細分化され、かつ berna (「成馬」) や punna (「幼駒」) という同一タームで規定される馬群内においてさえ、歴然とした支給量が存在する。

さらに量としてはそれほど多くはないが、穀類、穀粉、ぶどう酒、ビール等、一種の栄養補給と推測される特別支給が馬に与えられていたことにも注目すべきであろう。通常の大麦支給が各馬の 1 日の消費量を基準に計算されるのとは対照的に、特別支給は馬群全体に対する月単位の支

給総量で記載されるにすぎない。PF 1661・1763や PF 1662・1776などは、この特別支給が必ずしも馬群を構成するすべての馬に一率に与えられたのではなかったことを教えてくれる。各馬の成熟度、健康状態あるいは利用状況を考慮して、給飼の対象となる馬、支給物、支給量や期間が決定されたに違いない。

馬の利用は帝国の交通・通信網の整備拡充という面できわめて大きな効果をもたらしたが、いまだ流動的な形成過程³⁴⁾にある王室経済機構の円滑なる運営のためにも、またスーサとペルセポリス、ペルセポリスとパールサ各地間のより迅速なる情報交換の手段として重要であった。それならばこそ王室は、公用馬の有効利用のために、各地の馬群構成と利用状況を正確に把握しておかねばならない。各地の穀物庫で作成される詳細な馬糧支給記録は、当該穀物庫の支出記録であると同時に、まさにペルセポリス王室経済圏で利用可能な公用馬の登録記録であり、現状把握と馬群再編成のための基礎資料でもあったのである。

このような文書主義に基づく管理体制は、実に前3000年紀以来継承されてきたオリエントの伝統から、「遅れてやってきた」ペルシア人が疑いもなく学び、習得しつつあった成果であった。

4

多言語・多民族を包含する国家にとって常に問題となる言語政策に関して、ダーラヤワウ1世は諸民族固有の言語の使用を認めると同時に、帝国の公用語としてアラム語を採用し、王やサトラプ、高官の下にはアラム語に通曉した書記を配属させたと考えられている³⁵⁾。確かに、すでに前8世紀以来、バビロニアのみならず広くオリエントの *lingua franca*となっていたアラム語の採用は、まだ諸民族にとって馴染みの薄いペルシア語や考案されたばかりのかれらの楔形文字を強制するよりは、はるかに効率的であろう。ダーラヤワウ1世自身の即位宣言（ビーストゥーン碑文）のアラム語訳の写しやエジプトのペルシア人サトラプのアラム語書簡集（前5世紀後半）が実際に発見されている³⁶⁾。さらに城砦文書には、*tuppira*（「書記」）あるいは*tuppira KUŠ. lg ukku-na*（「皮に [書く] 書記」）という、主にバビロニア人によって構成される特別の職名があらわれる³⁷⁾。周知のように、アラム語はその多くがパピルスや羊皮紙に書かれたので、後者がペルセポリスに配属されたアラム語文書作成のための書記であったことはまず間違いない。

ただし王の命令が民族固有の言語と文字によって作成・送付されることもあったことを、エストル記 1₂₂, 3₁₂, 8₉は示唆している。少なくとも王の言葉あるいはアラム語を民族固有の言語に翻訳・筆記することのできる書記が存在している場合には、そうしたことにも充分に考えうる。ギリシア人史家たちは、王に拝謁するギリシア人のためにギリシア語を話す通訳（hermēneus）が陪席していたことに、しばしば言及している（e. g. Hdt. III 140, Plut. Temistocles 28）³⁸⁾。

またダーラヤワウ1世は、帝国共通の金貨（dareikos）と銀貨（siglos）の二種の銅貨を発行した。金貨は純度98%，銀貨は90%以上というきわめて良質の貨であった（1 dareikos = 20

siglos)。金貨の鋳造権は王が独占したが、銀貨の鋳造はサトラップにも認められた。王による発行の金貨と銀貨の刻印は、片膝をついて弓を射る王の姿に統一されている³⁹⁾。

帝国共通の鋳貨発行は、オリエント史上画期的な試みであった。しかしこの新発行の鋳貨が流通したのは、結局帝国内部では鋳貨発祥の地として知られる旧リュディア支配領域の小アジア西部に限られ、他の地域では稀に入手したとしても貴金属とともに退蔵される傾向にあった⁴⁰⁾。バビロニアでは古くから貨幣経済が発達していたが、帝国鋳貨が伝統的な計量貨幣にとって替ることはなかった。

皮肉なことに、この純度の高い帝国鋳貨を最も必要としたのは、ペルシア人を「自由と平等」の敵とみなすギリシア人であった。とりわけ帝国後半にはギリシア人傭兵の給料支払のために、あるいは援助を求めて使節を送り込んでくるギリシア人の諸ポリスを操る外交資金としてさかんに使用されたのである。

ダーラヤワウ1世による帝国鋳貨発行の意図が何であったのかは必ずしも明らかではないが、ペルシア人とギリシア人とのコミュニケーションを促進する格好の媒介となったことは確かである。

IV

ダーラヤワウ1世は、地方行政と徵税システムをサトラピーを単位に再編成すると同時に、緊密かつ迅速なるコミュニケーション・システムを実現することによって、征服戦争の主要な担い手であったペルシア人を支配者とする中央集権体制を確立した。ただし改革は諸民族の画一的な統制を強要するものではなかった。むしろダーラヤワウ1世がめざしたのは、税・兵力・情報という国家経営の基本となる「人とものの流れ」をより効率的に王／中央政府に結びつけるネットワークを、多重多層の民族・社会を含む広大な帝国においてシステム化することであり、そこにこそダーラヤワウ1世の諸改革の真髄があると言えるであろう。このようなきわめて機能的なネットワークの確立こそが、支配者であるペルシア人の少なさを補い、以後200年にわたるハカーマニシュ朝のオリエント支配を存続させた最大の要因であったに相違ない。

ダーラヤワウ1世の諸改革が必ずしも彼の独創であったのではなく、あるものは先行するオリエント諸国家の制度や伝統を、またあるものはペルシア人、より広義にはイラン人社会の慣習を、継承・発展させたものであることはすでに指摘したとおりである。しかし史上初の「世界帝国」統治のためにダーラヤワウ1世が採用した諸制度が、ハカーマニシュ朝を滅したアレクサンドロスによって踏襲されたという事実や、以後の「世界帝国」として知られる国家の多くが類似の諸制度を採用しているという事実を想起するならば、ダーラヤワウ1世の諸改革が、ハカーマニシュ朝史のみならず世界史的にみても、重要な意義をもつということは明白であろう。

ところで、帝国統治のために整備された交通・通信網の存在が、結果としてハカーマニシュ朝の下に統一されたオリエント世界におけるより一層の商業・交易の発展、あるいは諸民族間の情報・文化の交流をも促したであろうことは想像に難くない。

事実ハカーマニシュ朝の小アジアでは、大口顧客であるペルシア人の好むモチーフやデザインを取り入れた新しいタイプの宝石・貴金属細工が、さかんに生産されるようになる⁴¹⁾。

またバビロニアでは外来民族のための多数の特別住居区が設けられ、たとえば前5世紀後半ニッペールを中心に銀行業・土地賃貸業を営んでいたムーラシュ家の場合、取引相手の実に1/3が非バビロニア系の人名をもつ者で占められるに至る。かれら外来民族とバビロニア人、あるいは外来民族どうしの結婚も珍しくなかったようである⁴²⁾。さらに前2000～1000年紀のアッカド語とアッシリア語史料、および旧約史料に散見する「鳥獵者の通り」、「魚の堤防」、「魚の門」、「羊の門」、「陶器の門」などのタームは、すでに都市によっては特定の通りや城門に特定の品物を商う市が定期的に立つこともあったことを示唆する⁴³⁾。そのような市という場での異民族の相互交流も、当然あったはずである。

さらに興味深いのは、バビロニアの伝統的な天地のオーメンが、前4～3世紀のガンダーラにおける編纂とされる仏教テキストの中にあらわれるという指摘である⁴⁴⁾。筆者はいまだ詳細を確認していないが、この同定が正しいとすれば、ハカーマニシュ朝治下の異文化交流を示す好例となるであろう。

何よりもハカーマニシュ朝ペルシア帝国そのものが異文化接触・交流の産物であったことは、本稿でとりあげたダーラヤワウ1世の諸改革、あるいはペルセポリスに代表される宮廷芸術⁴⁵⁾が如実に示している。「世界中でペルシア人ほど外国の風習をとり入れる民族はいない」とヘロドトスに語らしめた（Hdt. I 135）その貪欲なる「吸収力」は、先進文明と対峙せざるをえない状況に置かれた若い民族にしばしばみられる現象でもある。

しかしながらこの時代ペルシア人以上に異文化接触の影響を強くかつ深刻に受けたのは、ハカーマニシュ朝の直接支配に組みこまれることをかろうじて免れた、にもかかわらずハカーマニシュ朝の存在を片時も忘れることのできなかった本土のギリシア人ではなかつたかと筆者は考えている。この問題に関しては稿を改めて論じることにしたい。

註

- 1) C. Nylander, "Achaemenid Imperial Art", in : M. T. Larsen (ed.), *Power and Propaganda*, 1979, p. 347.
- 2) R. T. Hallock, *Persepolis Fortification Tablets*, Chicago, 1969 [=PFT] ; id., "Selected Fortification Texts", *Cahiers de la DAFI*, 8 (1978), pp. 109-136 ; id., "The Evidence of the Persepolis Tablets", *The Cambridge History of Iran*, II, Cambridge, 1985, pp. 588-609.
- 3) 川瀬豊子「ハカーマニシュ朝ペルシア帝国の税制」昭和63年度科学研究費補助金（一般研究B）研

究成果報告書『ヨーロッパ史における財政と国家構造』、1989年、7-17頁。なおハカーマニシュ朝の税制に関する最近の研究動向に関しては、佐藤進「ペルシア帝国税制研究について」中央学院大学総合科学研究所『紀要』第5巻第2号、1988年、151-169頁、同「ペルシア帝国、税制にかんする一考察」『史潮』新24号、1988年、49-59頁参照。

- 4) ハカーマニシュ朝のサトラップ制を継承したセレウコス朝期に関しては、サトラピーの収入と税種をアリストテレス『経済学』Ⅱはつぎのように分類している。①土地からの収入——地租あるいは1/10税と呼ばれる。②特産物からの収入——金・銀・銅など。③商業取引地からの収入。④通関税・市場税からの収入。⑤家畜類からの収入——家畜税あるいは1/10税と呼ばれる。⑥その他人頭税・手工業税からの収入。井上一「セレウコス朝」『岩波講座世界歴史』第2巻、1969年、229-230頁。
- 5) A. T. Olmstead, *History of the Persian Empire*, Chicago, 1948. pp. 115-116, DB §38, 45, 35.
- 6) 果樹や作物の他地域への移植・導入には、ハカーマニシュ朝は積極的であった。Olmstead, *op. cit.*, p. 156; R. Ghirshman, *Iran*, New York, 1954, p. 182f.
- 7) G. R. Driver and J. C. Miles, *The Babylonian Laws*, Oxford, p. 96f. 前3000年紀末のシュメールでは、労働者管理の一手段として下層労働者の去勢がおこなわれることもあった。前川和也「古代シュメールにおける家畜去勢と人間去勢」『前近代における都市と社会層』1980年、131-244頁。
- 8) J. M. Cook, *The Persian Empire*, London, 1983, p. 108.
- 9) PF 1704. PFT p. 714. Cf. W. Hinz and H. Koch, *Elamisches Wörterbuch [=EW]*, Berlin, 1987, p. 489.
- 10) 前5世紀後半、エジプトのサトラップがサトラップ直属の官吏とその随行者のために食糧および馬糧を支給するようにと、通過予定の8地区の役人に命じた、との本文のhalimiに相当するアラム語書簡も発見されている。G. R. Driver, *Aramaic Documents of the Fifth Century B. C.*, Oxford, 1957, text VI.
- 11) Hallock, "Selected Fortification Texts", p. 111f.
- 12) PF1011, 1061, 1080, 1082, 1703, PFa25, 29: 4, 5-7, 8-9, 10-11.
- 13) 王室管轄下の労働者(kurtaš)に対する食糧の平均支給量は、成人男性の場合1月大麦3BAR(=30QA)、すなわち1日1QAに相当する。成人女性は平均2BARである。なおヘロドトスはギリシア遠征軍の支給量を1日小麦1コイニクス(1.09l)と報告している(Hdt. VII 187)。
- 14) PF1403, 1440, 1531, 1546, 1550, PFa5 (cf. PF688), PFa 31: 13-15. PFa 5は、当該女性が義父と連れだったダーラヤワウ1世の娘、PFa31はメディアからペルセポリスに向かうダーラヤワウ1世の姉妹たちであったことを明記する。PF1531のみ女性労働者の移動について記す。
- 15) PFT p. 42; EW e. g. p. 155.
- 16) PF785, 1317 f., 1548, 1556, 1558, 1704, 1785. PF1572, 2057もインド人に隨行するbarrišdamaを記録する。
- 17) PF1507, 1534.
- 18) PF1440, 1550.
- 19) PF1363, 1409, 1557, 1577, PFa 18.
- 20) 城砦文書にあらわれる dattimanra および KASKAL hasira という職名を、ハロックは道路の修復ある

いは新ルートの開発に関連するものと解釈する。Hallock, "Selected Fortification Texts", p. 114f.

- 21) Ghirshman, *op. cit.*, p. 145f; Cook, *op. cit.*, p. 108.
- 22) M. W. Stolper, "The Neo-Babylonian Text from the Persepolis Fortification", *JNES*, 43 (1984), pp. 299-310.
- 23) E. g. Hdt. I 114, Xenop. *Cyropaedia* VIII vi 16 (王の目), *Cyropaedia* VIII ii 10. Cowley's Aramaic Papyri No. 27 (王の耳). A. Cowley, *Aramaic Papyri of the Fifth Century B.C.*, Oxford, 1923. Cf. S. W. Hirsch, *The Friendship of the Barbarians*, Hanover and London, 1985, pp. 101-131.
- 24) エステル記 8₁₀も王の書状を運ぶ早馬の急使について言及している。
- 25) Cf. D. M. Lewis, *Sparta and Persia*, Leiden 1977, p. 57.
- 26) 星名定雄『郵便の文化史』みすず書房, 1982年, 5頁。
- 27) PF 300, 1285, 1315, 1319-1321, 1329, 1334f., 2052 (人物を規定), PF1672, 1700, 2061f., 2065 (馬を規定), PFT p. 42; EW e. g. p. 214.
- 28) R. N. Frye, *The Heritage of Persia*, New York, 1963, pp. 128, 297; N. R. Stillman and N. C. Tallis, *Armies of the Ancient Near East 3000 BC to 539 BC*, Sussex, 1984, p. 31.
- 29) J. N. Postgate, *Taxation and Conscription in the Assyrian Empire*, Rome, 1974, pp. 208-211; N. R. Stillman and N. C. Tallis, *op. cit.*, p. 30.
- 30) E. g. Hdt. I 136, III 84-86; Xenop. *Cyropaedia* VIII iii 11-15, 19-24, viii 19, *Anabasis* I ix 5f., 27; DNb 40-45.
- 31) PF 1680f., 1699f., 1773, 1953: 36-37, 2062. PF 1700, 2062 は, pirradaziš と明記。
- 32) PF 1670, 1688, 1691, 2065. 城砦文書は他地域から運び込まれた穀類にしばしば言及する。
- 33) mudunra の具体例については, 川瀬豊子「ペルセポリス王室経済圏における馬群管理」『オリエント』第30巻第1号, 1987年, 26-35頁。
- 34) Hallock, "Evidence of the Persepolis Tablets", p. 608f. T. Kawase, "Kapnuški in the Persepolis Fortification Texts", in : L. de Mayer, H. Gasche and F. Vallat (ed.), *Fragments Historiae Elamicae*, 1986, pp. 263-275.
- 35) E. g. Frye, *op. cit.*, p. 128f. cf. エズラ記 4₇₋₁₁.
- 36) Cowley, *op. cit.*, pp. 248-271; J. C. Greenfield and B. Porten, *The Bisitun Inscription of Darius the Great Aramaic Version*, London, 1982. Driver, *Aramaic Documents of the Fifth Century*.
- 37) PF 866, 1561, 1807f., 1810, 1828, 1947: 17-18, 21-22, 23-24, 25-26, 29-30.
- 38) Cf. Lewis, *op. cit.*, pp. 12-15.
- 39) Olmstead, *op. cit.*, p. 188f.
- 40) J. Reade, "A Hoard of Silver Currency from Achaemenid Babylonia", *Iran* XXIV (1986), pp. 79-89.
- 41) A. Farkas "The Horse and Rider in Achaemenid Art", *Persica* IV (1969), 57-76.
- 42) M. A. Dandamayev, "Connections between Elam and Babylonia in the Achaemenid Period", *The Memorial Volume of the Vth International Congress of Iranian Art and Archaeology*, 1968, pp. 258-264; id., *Slavery*

in Babylonia, Illinois, 1984, p. 65f.

- 43) M. Silver, *Economic Structures of the Ancient Near East*, London, 1985, p. 118. ハカーマニシュ朝のペルシア人自身に関しては、Hdt. I 153は市をたてて売り買ひする習慣をもたないと報告する。しかし一方、Hdt. VIII 23はギリシア遠征の途上、運河の開さく工事に従事する兵士や住民のために市場（agorē）が開かれたことを伝える。
- 44) A. Kuhrt, "Survey of Written Sources Available for the History of Babylonia under the Later Achaemenids", in : H. Sancisi-Weerdenburg (ed.), *Achaemenid History I*, 1987, p. 150f.
- 45) E. g. M. C. Root, *The King and Kingship in Achaemenid Art*, Leiden, 1979.